

平成22年8月18日

各位

新潟市 土木部 技術管理課

総合評価方式（障がい者雇用）の評価について

総合評価方式（障がい者雇用）の評価について、障害者雇用率や法定雇用障害者数を算定するための総職員数（除外率相当労働者数を控除する前）は、入札参加者名簿に「新規申請」もしくは「2年毎の継続申請」の時に申請し登録された総職員数により技術評価点を算定いたします。

上記申請後に総職員数が変わり変更申請を行った場合であっても、総職員数は上記申請時の人数で算定します。

毎年6月1日現在で公共職業安定所（ハローワーク）に報告している「障害者雇用状況報告書」とは異なりますのでご注意ください。

自己評価表の入力を補完するため、別紙「障がい者雇用チェックシート」を作成しましたので、自己評価の際にご利用ください。

また、自己評価表の配点ランクが「1」以上で落札候補者となった場合は、証明資料の一つとして「障がい者雇用チェックシート」を提出してください。

【 問い合わせ先 】

土木部 技術管理課 技術管理係

電話：025-226-3077（直通）

E-mail：gijutsu@city.niigata.lg.jp